設置届出書

○○年○○月○○日

岡山県知事　　　　　　　殿

届出者　　住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）

　　　　　　　　　　　 氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話

岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例（令和元年岡山県条例第四十七号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、設置に適さない区域内への太陽光発電施設の設置を届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |  |
| ２　設置に適さない区域に設置する理由 |  |
| ３　太陽光発電施設の所在地 |  |
| ４　発電出力 | 　　　　　　　　　　　　　　キロワット（太陽電池の合計出力　　　　キロワット） |
| ５　太陽光発電事業を行う土地の区域の面積 | 　　　　　　　　　　　　　　平方メートル |
| ６　再エネ特措法第９条第４項の規定による認定の状況 | 　[ ] 有　　　　　　[ ] 無 |
| （有の場合） | (1) 認定状況 | 　[ ] 認定済（　　　年　　月　　日付け、認定番号　　　　　　　）　[ ] 申請中（　　　年　　月　　日　認定見込）　[ ] 未申請 |
| (2) 系統接続 | 　接続契約締結先　　　　　　　　　　　　　　　接続契約締結日　　　　年　　月　　日　[ ] 締結済　[ ] 締結見込 |
| ７　設置の着手及び完了予定年月日並びに発電の開始及び太陽光発電施設の撤去の完了予定年月日 | 　設置着手予定日　　　　　年　　月　　日　※届出の受付から６０日を経過するまでは着手できない。　設置完了予定日　　　　　年　　月　　日　発電開始予定日　　　　　年　　月　　日　撤去終了予定日　　　　　年　　月　　日 |
| ８　関係法令の手続状況 | 別紙１のとおり |
| ９　規則第４条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容 | 　別紙２のとおり |
| 10　条例第５条第２項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容　 | 　別紙３のとおり |
| 11　その他知事が必要と認める事項 |  |

（備考）

１　「３　太陽光発電施設の所在地」の欄には、届出に係る太陽光発電事業を行う区域が所在する土地の地番を全て記入すること。

２　「４　発電出力」の欄は、小数点以下第１位まで記入すること。

３　「５　太陽光発電事業を行う土地の区域の面積」の欄は、小数点以下第１位まで記入すること。

４　「６　再エネ特措法第９条第４項の規定による認定の状況」の欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第９条第４項の規定により経済産業大臣の認定を受けた同条第１項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画により設置される太陽光発電施設にあっては「有」の項目の□にレ印を、受けていない場合は「無」の項目の□にレ印を付し、「有」の項目の□にレ印を付したときは、(1)及び(2)の欄にも記入すること。

５　「８　関係法令の手続状況」の欄は、届出に係る太陽光発電施設の設置に際し必要な他の法律（「６　再エネ特措法第９条第４項の規定による認定の状況」に係るものを除く。）又は条例の手続状況を別紙１に記載すること。

６　「９　規則第４条に規定する事項を守るために講ずる措置の内容」の欄は、岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例施行規則第４条各号に掲げる、設置者が太陽光発電事業の実施に当たり守るよう努める事項のために講ずる措置を別紙２に詳細に記載すること。

７　「10　条例第５条第２項に規定する知事が別に定める基準を満たすために講ずる措置の内容」の欄は、設置禁止区域における太陽光発電施設の設置の許可の基準（令和元年岡山県告示第319号）を参照し、詳細に記載すること。

８　各欄の記載事項について、別葉としても差し支えない。

（添付書類）※明示すべき事項等については、運用マニュアルを参照すること。

・位置図（１万分の１以上）

　※設置に適さない区域との位置関係がわかるようにすること（以下の添付書類も同じ）。

・事業区域図（２，５００分の１以上）

・配置図（１，０００分の１以上）

・土地の形質の変更をしようとする場所を明確にした平面図及び縦横断図（土地の形質の変更を行う場合）（１，０００分の１以上）

・擁壁の構造図（擁壁を設置する場合）（５０分の１以上）

・排水計画に係る平面図（５００分の１以上）

・太陽光発電施設の構造図（５０分の１以上）

・現況写真

・その他知事が必要と認める書類（太陽光発電施設及び擁壁の安定計算書、排水計画流量計算書、事業区域内の勾配が分かる断面図、保守点検・維持管理に係る実施体制図及び点検項目　等）